

○農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧
対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第1～第10 （略）	第1～第10 （略）
別表 1 （平成21年度以前措置に係る利子助成対象資金及び交付決定分の実質負担利率軽減幅）（抄） 1～13 （略） （注） 1 定義等 （1）～（15）（略） （16）集落営農組織等向け農業近代化資金とは、都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年 7 月 1 日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第2の1に定める農業近代化資金をいう。以下同じ。）又は政府の利子補給に係る農業近代化資金をいう。 ただし、農業近代化資金融通措置要綱等の一部改正について（令和 8 年 9 月 28 日付け 8 経営第1407号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農業近代化資金融通措置要綱（平成14年 7 月 1 日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）（以下「旧近代化要綱」という。）第2の1の（1）のキに掲げる者向けの農業近代化資金であって、旧近代化要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除き、500万円を超え3,600万円以下の部分に限る。 （17）・（18）（略）	別表 1 （平成21年度以前措置に係る利子助成対象資金及び交付決定分の実質負担利率軽減幅）（抄） 1～13 （略） （注） 1 定義等 （1）～（15）（略） （16）集落営農組織等向け農業近代化資金とは、都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年 7 月 1 日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第2の1に定める農業近代化資金と ~~い~~ いう。以下同じ。）又は政府の利子補給に係る農業近代化資金をいう。 ただし、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年 7 月 1 日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第2の1の（1）のカに掲げる者向けの農業近代化資金（ <u>近代化要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除き、500万円を超え3,600万円以下の部分に限る。</u> ）。 （17）・（18）（略）
2 （略）	2 （略）
別表 2 （平成21年度以前措置に係る利子助成対象資金及び交付決定分の実質負担利率軽減幅）（抄） 1～3 （略） （注） 1～10 （略）	別表 2 （平成21年度以前措置に係る利子助成対象資金及び交付決定分の実質負担利率軽減幅）（抄） 1～3 （略） （注） 1～10 （略）
11 「認定農業者等に係る農業近代化資金」とは、 <u>認定農業者等（旧近代化要綱第2の1の（1）の（1）のアに掲げる者をいう。以下同じ。）が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。）に即して農業経営の展開を図るために融通を受けた農業近代化資金をいう。</u>	11 「認定農業者等に係る農業近代化資金」とは、 <u>農業近代化資金融通措置要綱（平成14年 7 月 1 日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（1）のアに掲げる者が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。）に即して農業経営の展開を図るために融通を受けた農業近代化資金をいう。</u>
12 「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等に対して融通されるもの（旧近代化要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除き、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限る。）をいう。	12 「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等（ <u>近代化要綱第2の1の（1）のアに掲げる者をいう。以下同じ。</u> ）に対して融通されるもの（ <u>近代化要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）の掲げる資金を除き、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限る。</u> ）をいう。
13～18 （略）	13～18 （略）
別表19（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1（令和元年度措置に係るもの）	別表19（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1（令和元年度措置に係るもの）

(略)
(注)
1・2 (略)
3 「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等に対して融通されるもの(旧近代化要綱第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を除くものとし、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限る。)をいう。別表19の2及び3において同じ。

4・5 (略)

2・3 (略)

4 (令和4年度措置に係るもの)

利子助成 対象資金	対象要件	利子助成 対象期間
(略)	(略)	(略)
(2)農業近代化資金 (金利負担軽減特例分)	認定農業者等であり、かつ、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対して融通されたものであって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、旧近代化要綱第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を除く。 加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表(別記様式第4号)により確認ができた者であること。	
(3)農業近代化資金(認定農業者等向け特例分)	認定農業者等に対して融通されたものであって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、旧近代化要綱第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を除くものとし、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限る。	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)
(注)
1・2 (略)
3 「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等(農業近代化資金融通措置要綱(平成14年7月1日付け経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。)第2の1の(1)のアに掲げる者をいう。以下同じ。)に対して融通されるもの(近代化要綱第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を除くものとし、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限る。)をいう。別表19の2及び3において同じ。

4・5 (略)

2・3 (略)

4 (令和4年度措置に係るもの)

利子助成 対象資金	対象要件	利子助成 対象期間
(略)	(略)	(略)
(2)農業近代化資金 (金利負担軽減特例分)	認定農業者等であり、かつ、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対して融通されたものであって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を除く。 加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表(別記様式第4号)により確認ができた者であること。	
(3)農業近代化資金(認定農業者等向け特例分)	認定農業者等に対して融通されたものであって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を除くものとし、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限る。	(略)
(略)	(略)	(略)

(注)
1～4 (略)

5 (令和5年度措置に係るもの)

利子助成 対象資金	対象要件	利子助成 対象期間
(略)	(略)	(略)
(2) 農業近代化資金 (金利負担軽減特例分)	認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対して融通されたものであって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、旧近代化要綱第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を除く。 加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表(別記様式第4号)により確認ができた者であること。	(略)
(3) 農業近代化資金(認定農業者等向け特例分)	認定農業者等に対して融通されたものであって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、旧近代化要綱第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を除くものとし、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限るものとする。	(略)
(略)	(略)	(略)

(注)
1～4 (略)

6 (令和6年度措置に係るもの)

利子助成 対象資金	対象要件	利子助成 対象期間
(略)	(略)	(略)
(2) 農業近代化資金 (金利負担軽減特例分)	認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対して融通	

(注)
1～4 (略)

5 (令和5年度措置に係るもの)

利子助成 対象資金	対象要件	利子助成 対象期間
(略)	(略)	(略)
(2) 農業近代化資金 (金利負担軽減特例分)	認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対して融通されたものであって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を除く。 加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表(別記様式第4号)により確認ができた者であること。	(略)
(3) 農業近代化資金(認定農業者等向け特例分)	認定農業者等に対して融通されたものであって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を除くものとし、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限るものとする。	(略)
(略)	(略)	(略)

(注)
1～4 (略)

6 (令和6年度措置に係るもの)

利子助成 対象資金	対象要件	利子助成 対象期間
(略)	(略)	(略)
(2) 農業近代化資金 (金利負担軽減特例分)	認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対して融通	

	されたものであって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、旧近代化要綱第2の3の（1）の力の（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。	
（3）農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）	認定農業者等に対して融通されたものであって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、旧近代化要綱第2の3の（1）の力の（ア）及び（イ）に掲げる資金を除くものとし、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限るものとする。	（略）
（略）	（略）	（略）

（注）

1～5 （略）

7（令和7年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間
（略）	（略）	（略）
（2）農業近代化資金（金利負担軽減特例分）	認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対して融通されたものであって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、旧近代化要綱第2の3の（1）の力の（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。	
（略）	（略）	

（注）

1～4 （略）

8（令和8年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間
（略）	（略）	（略）
（2）農業近代化資金（金利負担軽減特例分）	次のア又はイのいずれかに掲げる農業近代化資金 ア 認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対して融通されたものであって、令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は同期間に農林中央金庫から融通された政府の利子	

	されたものであって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の（1）の力の（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。	
（3）農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）	認定農業者等に対して融通されたものであって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化資金要綱第2の3の（1）の力の（ア）及び（イ）に掲げる資金を除くものとし、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限るものとする。	（略）
（略）	（略）	（略）

（注）

1～5 （略）

7（令和7年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間
（略）	（略）	（略）
（2）農業近代化資金（金利負担軽減特例分）	認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対して融通されたものであって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。 ただし、近代化要綱第2の3の（1）の力の（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。	
（略）	（略）	

（注）

1～4 （略）

8（令和8年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間
（略）	（略）	（略）
（2）農業近代化資金（金利負担軽減特例分）	認定農業者等であり、かつ、目標地図に位置付けられた者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対して融通されたものであって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。	

	<u>補給に係る農業近代化資金。</u> <u>ただし、旧近代化要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。</u> <u>イ 認定農業者等（イにおいて農業近代化資金融通措置要綱（以下「近代化要綱」という。）第2のⅡの1の（1）に掲げる者をいう。）であり、かつ、目標地図に位置付けられた者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対して融通されたものであって、令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は同期間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。</u> <u>ただし、近代化要綱第2のⅠの3の（5）のク又は（6）のア若しくはイの内容に合致する資金を除く。</u>			<u>ただし、近代化要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。</u>	
（略）	（略）		（略）	（略）	
（注） 1～4 （略）					

附 則

この通知は、令和8年10月1日から施行する。